

## 平成24年度東日本大震災に係る災害廃棄物の広域処理に関する広報業務の概要及び企画書作成事項

### I 仕様書（骨子）

#### 1. 業務目的

#### 2. 企画競争方式を適用する理由

平成23年3月11日の東日本大震災により岩手県、宮城県で発生した膨大な災害廃棄物の広域処理を推進することが課題となっており、広域処理の必要性及び緊急性について、広く国民の理解を得ることが不可欠である。

このため、災害廃棄物の広域処理に係る各種基準等の策定状況や国民の意識動向などを踏まえ、どのような情報提供を行うことが最も有効であるかを様々な観点から調査し、それらを総合的に検討して戦略的に普及・啓発業務を実施することを目的とする。

#### 2. 業務内容

災害廃棄物の広域処理に関する普及啓発、分かりやすい情報提供、効果的なリスクコミュニケーション、国際的な情報発信を総合的かつ戦略的に進めることを目的として、普及・啓発・情報提供に係る企画、コンテンツやツールの作成、具体的な普及・啓発事業の実施、これらに必要な体制の整備等を行う。具体的な業務としては、以下の1) 個別業務事項の項目を含むが、これに限定するものではなく、情報の受け手のニーズの分析、これに応じた適切な普及・啓発方法に関する企画の検討の結果、必要と考えられるものがあれば追加的に柔軟に実施するものとする。

また、これらの業務の実施に当たっては、以下の2) 業務の企画・実施の留意事項を満たすこと。

#### 1) 個別業務事項

##### (1) メディアを使用した広報

- ・メディア（テレビ）を活用した企画・制作および広報
- ・メディア（新聞、折込チラシ）を活用した企画・制作および広報
- ・メディア（その他メディア）を活用した企画・制作および広報

##### (2) 統合的な情報提供体制の整備

- ・災害廃棄物の広域処理に関する最新の知見・情報を踏まえ、環境省の広域処理情報サイト (<http://kouikishori.env.go.jp/index.html>)、の企画、コンテンツの作成・更新・充実化等を行い管理すること
- ・災害廃棄物の広域処理に関する主要なイベントや広域処理等の作業を映像や関係者インタビュー等で取材し、普及啓発・情報発信の材料として利用できるように整備すること
- ・環境省及び国の関係機関の政策を正確に理解し、これをわかりやすく表現

できるライターを用意して業務を行うこと

(3) 情報提供ツール・マテリアルの作成・更新

- ・国民一般あるいは特定のセグメントに対して、災害廃棄物の広域処理について分かりやすく説明するリーフレット、パンフレット、ビデオクリップ、DVD等の作成を行い、必要に応じて更新すること
- ・広域処理等の参考となる各種発表資料の作成補助を行うこと。

(4) 普及啓発・広報イベントの開催

- ・災害廃棄物の広域処理に関する取組について広く周知するための講演会、シンポジウム等の会議を開催すること。
- ・広域処理に対する理解を深めるため、マスコミ関係者を対象とした現地説明会を実施すること

(5) 広域処理推進 PR 拠点に係る普及啓発業務

- ・災害廃棄物の広域処理のため災害廃棄物の搬出が行われている仮置場等において、見学者用に仮設の会議室、見学者通路等を設置するとともに、見学者用の案内・情報を作成し掲示すること
- ・広域処理推進 PR 拠点を訪問する者の事前受付を行うとともに、施設の案内ができるスタッフを配属すること(配属するスタッフの数は PR 拠点の訪問者数、頻度等により調整すること)

(6) リスクコミュニケーション活動の実施

- ・効果的なリスクコミュニケーション手法について内外の成功例を分析し、専門家等との連携・協力、既存の活動の支援等の手法も含め、本事業の範囲内で実施しうることについて企画を行い、関係者と調整を行って、実施すること  
(この業務については、専門家派遣のための経費の支出、市町村等との調整、リスクコミュニケーションのための材料等の作成、会場の確保・設営、コーディネータの派遣、集会等の運営等を含む)

(7) 英文資料等の作成

- ・上記のウェブ等のツール・マテリアルなども活用し、海外への情報発信として有用なものは英文版も作成すること。

2) 業務の企画・実施の留意事項

(1) 業務の実施にあたっては、環境省の目的・意図及びその既存の情報をよく理解しつつ、情報の受け手の情報ニーズを把握、分析して、そのようなニーズに合わせ情報の受け手の目線で分かりやすく、提供することを旨として、そのための体制を整備すること。この際、情報の受け手としては、一般国民、被災者、避難世帯、子供を持つ親等の様々な受け手のセグメント毎に分けて検討すること。

(2) 情報提供・普及啓発の内容・方法について、利用者モニターの設置や集会等

での事後アンケートの実施等により情報の受け手からのフィードバックを常に受け、常に改善を提案し内容の分析等、必要に応じて実施すること。

- (3) 情報提供・普及啓発の内容・方法について、それぞれの内容・方法を有機的に連携・活用し、効果及び効率の向上を図るとともに、メディア別の得失を相互に補完するようにすること。(例えば、短いパンフで説明しきれないことは、ウェブで詳しく解説する、人数が限定される集会の結果等は、動画等で配信するなど)
- (4) 情報提供・普及啓発の内容の総体及び細部について、環境省及び政府全体の施策等との一貫性を持たせるよう常に配慮し、内容等の更新・充実に反映すること。
- (5) 情報のわかりやすさ、伝えやすさを向上するため、積極的にイラスト、チャート、アニメーション等を制作し、活用すること。

### 3. 事業実施期間

契約締結日から平成25年3月31日まで。

### 4. 成果物

○報告書 50部及び報告書の電子データを収納した電子媒体1式

\*報告書及びその電子データの仕様は、別紙によること。

提出場所 環境省大臣官房政策評価広報課

提出期限 平成25年3月31日

### 5. 著作権等の扱い

- (1) 成果物に関する著作権、著作隣接権、商標権、商品化権、意匠権及び所有権(以下「著作権等」という。)は、環境省が保有するものとする。
- (2) 環境省は制作物を自由に使用(貸出し、上映会、インターネット配信等)できるものとする。
- (3) 環境省は制作物の一部又は全部を更新すること、内容を変更すること及び改編することが自由にできるものとする。
- (4) 成果物に含まれる請負者又は第三者が権利を有する著作物等(以下、「既存著作物」という。)の著作権等は、個々の著作者等に帰属するものとする。
- (5) 納入される成果物に既存著作物等が含まれる場合は、請負者が当該既存著作物の使用に必要な費用の負担及び使用許諾契約等に係る一切の手続を行うものとする。

### 6. 情報セキュリティの確保

請負者は、下記の点に留意して、情報セキュリティを確保するものとする。

- (1) 請負者は、請負業務の開始時に、請負業務に係る情報セキュリティ対策とその実施方法及び管理体制について環境省担当官に書面で提出すること。
- (2) 請負者は、環境省担当官から要機密情報を提供された場合には、当該情報の機密性の格付けに応じて適切に取り扱うための措置を講ずること。  
また、請負業務において請負者が作成する情報については、環境省担当官からの指示に応じて適切に取り扱うこと。
- (3) 請負者は、環境省情報セキュリティポリシーに準拠した情報セキュリティ対

策の履行が不十分と見なされるとき又は請負者において請負業務に係る情報セキュリティ事故が発生したときは、必要に応じて環境省担当官の行う情報セキュリティ対策に関する監査を受け入れること。

(4) 請負者は、環境省担当官から提供された要機密情報が業務終了等により不要になった場合には、確実に返却し又は廃棄すること。

また、請負業務において請負者が作成した情報についても、環境省担当官からの指示に応じて適切に廃棄すること。

(5) 情報システムを構築・改良する業務にあつては、請負者は、環境省情報セキュリティポリシーに準拠したシステムを構築すること。

(6) 請負者は、請負業務の終了時に、本業務で実施した情報セキュリティ対策を報告すること。

(参考) 環境省情報セキュリティポリシー

<http://www.env.go.jp/other/gyosei-johoka/sec-policy/full.pdf>

## 7. その他

(1) 請負者は、本仕様書に疑義が生じたとき、本仕様書により難い事由が生じたとき、あるいは本仕様書に記載のない細部については、環境省担当官と速やかに協議しその指示に従うこと。

(2) ホームページ作成に当たっては、「環境省ウェブサイト作成ガイドライン」に基づくこと。なお、「環境省ウェブサイト作成ガイドライン」は以下のURLにおいて公開している。

[http://www.env.go.jp/other/gyosei-johoka/web\\_gl/guideline.pdf](http://www.env.go.jp/other/gyosei-johoka/web_gl/guideline.pdf)